

## 平成30年度「アグリビジネス起業実践研修」募集要項

### 1 趣旨

秋田県への移住希望者で、移住後のライフスタイルとして、グリーン・ツーリズムの拠点となる農家民宿や農家レストランの起業・経営を検討している者を対象として、実際に農家民宿等の経営体験や、農作業等の実践研修を行い、起業・経営に係る知識を習得してもらうことを目的とした研修を実施します。

2 主催 秋田県

3 運営者 NPO法人秋田花まるっグリーン・ツーリズム推進協議会

4 実施時期 平成30年9月～平成31年2月の期間中に延べ9日間  
(2泊3日の研修を3回実施)

### 5 研修内容

全3回の研修を行うこととし、1回目は合同研修、2、3回目は個別研修とします。

#### (1) 合同研修

1回目の研修は、実践研修生全員参加による合同研修とし、県内のグリーン・ツーリズムについて学ぶ講義や講師を招いたワークショップを開催することで、起業プランの掘り起こし等を行います。

研修回数	開催日	研修内容	研修地
1回目 合同 研修	平成30年 9月21日(金) ～ 9月23日(日) の3日間	初日 【その他】オリエンテーション 【講義】進化するグリーン・ツーリズム 【ワークショップ】「自分資源」の棚卸し～「自分資源」を整理しよう 【宿泊】農家民宿に宿泊	由利本荘市
		2日目 【体験】農家レストランで食事・体験 【宿泊】農家民宿に宿泊・体験	
		3日目 【体験】農家民宿で農業体験 昼食後、解散	

研修内容等は都合により変更となる場合があります。

#### (2) 個別研修

2、3回目の研修は、「農家民宿コース」と「農家レストランコース」の選択研修とし、開催日・研修内容・研修地は研修生の希望を考慮したうえ決定します。研修内容は、起業・経営に係る知識を習得できるよう、法律関係を学ぶ講義や就業体験、起業プランの作成等を行います。

【農家民宿 コース】

2回目 個別 研修	平成30年 10月12日(金) ～ 平成31年 2月17日(日) のうち、 連続する3日間	初 日	【講義】農家民宿の開業等に関わる法律 手続き等について 【講義】移住支援・開業支援制度について 【現地】空き家物件等現地視察(希望者のみ) 【宿泊】農家民宿に宿泊	研修生の 希望する地域 (原則として 同一市町村)
		2 日 目	【体験】農家民宿で就業体験(1日) 【宿泊】農家民宿に宿泊	
		3 日 目	【体験】農家民宿で就業体験(半日) 昼食後、解散	
3回目 個別 研修	平成30年 10月12日(金) ～ 平成31年 2月17日(日) のうち、 連続する3日間	初 日	【講義】移住支援・開業支援制度について 【現地】空き家物件等現地視察(希望者のみ) 【宿泊】農家民宿に宿泊	研修生の 希望する地域 (原則として 同一市町村)
		2 日 目	【体験】農家民宿で就業体験(1日) 【宿泊】農家民宿に宿泊	
		3 日 目	【体験】農家民宿で就業体験(半日) 【プラン作成】研修生による起業プランの発表 昼食後、解散	

研修内容等は都合により変更となる場合があります。

【農家レストラン コース】

2回目 個別 研修	平成30年 10月12日(金) ～ 平成31年 2月17日(日) のうち、 連続する3日間	初 日	【講義】農家レストランの開業等に関わる法律 手続き等について 【講義】移住支援・開業支援制度について 【現地】空き家物件等現地視察(希望者のみ) 【宿泊】農家民宿に宿泊	研修生の 希望する地域 (原則として 同一市町村)
		2 日 目	【体験】農家レストランで就業体験(1日) 【宿泊】農家民宿に宿泊	
		3 日 目	【体験】農家レストランで就業体験(半日) 昼食後に解散	
3回目 個別 研修	平成30年 10月12日(金) ～ 平成31年 2月17日(日) のうち、 連続する3日間	初 日	【講義】移住支援・開業支援制度について 【現地】空き家物件等現地視察(希望者のみ) 【宿泊】農家民宿に宿泊	研修生の 希望する地域 (原則として 同一市町村)
		2 日 目	【体験】農家レストランで就業体験(1日) 【宿泊】農家民宿に宿泊	
		3 日 目	【体験】農家レストランで就業体験(半日) 【プラン作成】研修生による起業プランの発表 昼食後、解散	

研修内容等は都合により変更となる場合があります。

## 6 募集定員

募集定員は5名とします。

## 7 応募条件

次の条件を全て満たす者

- (1) 秋田県へ移住し、農家民宿または農家レストランの起業を希望する者
- (2) 18歳以上でかつ概ね60歳以下の者。但し、20歳未満の方は別紙「未成年の方の研修参加同意書」を提出すること。
- (3) 県外在住者、もしくは秋田に移住後概ね3年以内の者
- (4) 研修期間中全行程に参加できる者
- (5) 秋田県暴力団排除条例第2条に規定する暴力団員でないこと、またはこれらと密接な関係を有していない者
- (6) 観光等旅行目的でない者
- (7) 秋田県移住就業セミナー(以下「セミナー」という)又は農家民宿等グリーン・ツーリズム短期研修(以下「短期研修」という)を受講した者、もしくは未受講であるが、募集期限まで県の担当者又は運営者と面談できる者。

## 8 面談

セミナー及び短期研修の未受講者に対しては、秋田県に移住する意思及び起業意欲を確認するため、次のとおり面談を実施します。

### (1) 面談日

申込用紙に記載の面談希望日、又は運営者が指示した日に実施します。

### (2) 面談場所

秋田県庁又は、運営者が指定した場所で開催します。ただし、日程等の調整が困難な場合はテレビ電話等による面談も認めます。

## 9 研修に係る費用

### (1) 研修費

ア 講義料・体験料・宿泊費・食事代(飲料代は除く)のことをいい、研修期間中これらの経費は原則無料です。

### (2) 交通費

ア 研修地までの交通費は、1往復3万円を限度とし、最大9万円(3万円×3回)まで助成します。ただし、研修に正当に参加し、且つ、研修地-居住地間の移動方法・金額を書類等で確認できた場合のみ、研修終了後支払います。

イ 研修中の県内の移動旅費は、運営者が指定した交通機関等を利用した場合に限り、全額助成します。ただし、研修に正当に参加し、且つ、金額を書類等で確認できた場合のみ、研修終了後支払います。

## 10 募集期限

申し込みは、以下の期限までの受付とし、一次募集で定員を満了した場合、二次募集は行いません。

- (1) 一次募集申込期限：平成 30 年 8 月 20 日（月）必着
- (2) 二次募集申込期限：平成 30 年 9 月 10 日（月）必着

## 11 申込方法

- (1) 申込用紙に必要事項を記入のうえ、郵送、FAX、E-mail のいずれかで、お申し込み下さい。
- (2) 申込用紙に記載された個人情報とは本研修事業の実施にのみ使用し、保有の必要がなくなり次第、確実に速やかに消去します。

## 12 選考方法

- (1) セミナー又は短期研修の受講者  
「申込用紙」による書類選考とし、秋田県農林水産部長が決定します。
- (2) セミナー又は短期研修の未受講者  
「申込用紙」による書類審査及び、県の事業担当者又は運営者との面談により選考し、秋田県農林水産部長が決定します。

## 13 選考結果の通知

- (1) 選考結果は、「申込用紙」に記載している住所に、研修開始日の 7 日前まで書面で通知します。なお、上記期限に間に合わない場合は、事前に電話で連絡します。
- (2) 選考結果を通知する際に、合同研修（1 回目の研修）の詳細スケジュール票を同封します。なお、2、3 回目の研修スケジュールは、運営者と研修生で調整し決定するため、数回程度、電話やメール等で打合せを行いますので、ご協力をお願いします。

## 14 研修の辞退

やむを得ず研修を辞退したい場合は、研修開始日の 5 日前までに、申し込み先まで、電話、FAX、E-mail のいずれかの方法で連絡ください。

なお、連絡のないまま、研修を欠席した場合は、研修に係る費用（キャンセル料含む）を請求する場合があります。

## 15 研修の中止

### (1) 研修開始前の中止

悪天候等を理由に事前に研修の中止を決定した場合は、研修生に理由を説明し、研修開始日の2日前までに電話で連絡いたします。

なお、中止連絡の前に研修地への移動を開始していた場合、又は、中止連絡に応答せず、当日研修地に集合した場合、その交通費は補助対象外となりますのでご了承ください。

### (2) 研修実施中の中止

悪天候等を理由に研修を急遽中止する場合は、研修生に理由を説明し、研修を中止する場合があります。

なお、この場合の研修に係る費用は、全額運営者が負担します。ただし、往復チケットを購入していた等の理由で、研修期間以降、秋田県内に宿泊が必要となった場合の費用等は、運営者は一切責任を負いません。

## 16 研修の拒否

研修生が本要項7の応募条件を満たしていないことが判明した場合、又は研修生が運営者や他の研修生等に迷惑を及ぼし、円滑な実施を妨げたと運営者が判断した場合、研修生に対して研修参加を拒否し、研修に係る費用（キャンセル料を含む）を請求する場合があります。

## 17 その他

(1) この研修は本要項のほか、NPO法人秋田花まるっグリーン・ツーリズム推進協議会の研修・体験イベント実施約款により実施しますので、こちらもお申込み前に必ずお読みください。

(2) 研修期間中に撮影した写真や動画及びアンケート結果等は、広報等に活用することを予定しておりますので、あらかじめご了承ください。

## 18 申し込み先

NPO法人秋田花まるっグリーン・ツーリズム推進協議会  
〒010-1403 秋田市上北手荒巻字塚切24-2 遊学舎内  
TEL・FAX018-829-5895

E-mail:info@akita-gt.org

受付時間：月～金 午前9時30分～午後5時

附 則 本要項は平成30年7月10日から施行する。